

犬山市立図書館広告掲載事業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犬山市立図書館の財産に掲載する広告（以下「広告」という。）の
手続き等について犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行。以下
「要綱」という。）、犬山市広告掲載基準（平成19年1月10日施行。以下「基準」
という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

この要領は、犬山市自由提案型広告事業募集要項（令和元年8月1日施行）の施行
を何ら妨げるものではなく、この要領に定めのない規格場所等で掲載を希望する場合
は、自由提案型広告事業にて企画提案を行うものとする。

(広告の種類等)

第2条 広告の規格、掲載場所等は以下のとおりとする。

掲載場所	広告規格	広告掲載料（税込）	枠数
学習室壁面	B2 サイズ以内	2,500 円/月・枠	10 枠

2 広告の掲載期間は1か月を単位とする。ただし、最長契約期間は原則として犬山市
（以下「市」という。）が掲出を決定した月の翌月1日からその日の属する年度の3月
31日までとする。

3 広告主は、掲載期間に係る広告掲載料を市長の指定する期日までに一括で納入するも
のとする。

附則

この要領は、令和5年3月7日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(本要領の問い合わせ先)

犬山市教育部文化推進課 犬山市立図書館
〒484-0083 犬山市大字犬山字東古券 322 番地 1
電話 0568-62-6300 FAX 0568-62-4757
E-mail 070301@city.inuyama.lg.jp